

静岡県建設部所管 県単独県営漁港整備事業 事前評価実施要領

(趣 旨)

第1条 この実施要領は、静岡県建設部所管県単独事業事前評価実施要綱(以下「要綱」という)第7条の規定に基づき、漁港整備事業の効率的・効果的な執行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする事業)

第2条 評価をする対象事業は、県単独県営漁港整備事業とする。

(評価項目)

第3条 評価項目は、別紙1のとおりとする。

(実施箇所の選定)

第4条 実施箇所の選定に当たっては、別表1の評価指標により、総合的に判定するものとする。

(実施箇所の公表)

第5条 要綱第6条の規定による公表は、別紙2により建設部ホームページにおいて行うものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成20年7月25日から施行する。
- 2 本要領の施行に伴い、静岡県農業水産部所管県単独県営漁港整備事業に係る事前評価実施要領(平成16年3月31日)は廃止する。

別紙1

評価項目

評価指標	評価細目
地域指標	<ul style="list-style-type: none">・漁港(海岸)の重要度・総合計画等での位置付け・他事業との連帶・地元の要望や参画
施策別指標	<ul style="list-style-type: none">・漁場環境等の保全及び改善・就労環境の改善・生産流通の効率化・地震・津波対策等の施設整備
事業効果指標	<ul style="list-style-type: none">・事業進度の状況
評価様式	別表1

県単独県営漁港整備事業における評価方式

別表1

項目	配点	配点の考え方					
		内容	点数	内容	点数	内容	点数
1. 地域指標							
①漁港(海岸)の重要度 事業を行う漁港(海岸)別に影響がおよぶ規模を評価する。	AAA	特定第3種若しくは海岸事業箇所付近の海水客数が年間100千人以上、又は防護人口が10千人以上	AAA	第4種、第3種若しくは海岸事業箇所付近の海水客数が年間50千人以上、又は防護人口が5千人以上	AA	第2種若しくは海岸事業箇所付近の海水客数が年間20千人以上、又は防護人口が2千人以上	A
②総合計画等での位置付け 総合計画や基本計画等の上位計画への位置付け及び地域の発展・活性化に寄与する事項を評価する。	AA	関連する上位計画等が2つ以上ある。	AA	関連する上位計画等がある。	A		
③他事業との連帶 補助事業等の他事業との関連から、整備の一体性と相乗効果を評価する。	A	施工時期、施工位置等、補助事業等の他事業と関連がある。	A				
④地元の要望や参画 地元からの要望の有無や、事業の計画や維持に関する協動作業への参画の状況を評価する。	AA	地元等からの要望があり、計画や維持管理方法について地元等との協働により策定している、又は策定中である。	AA	地元等からの要望がある。又は、地元等の同意が得られている。	A	地元等から反対されており、予定事業期間に賛同を得られない。	C
2. 施策別指標							
①漁場環境等の保全及び改善 周辺環境への調和、自然環境の維持・再生への関連を評価する。	AA	環境や景観に配慮し、港内及び周辺の水質・底質等の保全・改善が見込まれる。	AA				
②就労環境の改善 老朽化等による改良の緊急性を評価する。	AAA	老朽化等により、現状では安全性が保たれないため、早期の対応が必要。	AAA	老朽化等により、数年後には安全性が保たなくなることが予想される。	A		
③生産流通の効率化 事業を行うことにより、生産性、利便性の向上が図られることを評価する。	AA	事業を行うことにより、生産性、生産労働効率化、利便性の向上が図られる。	AA				
④地震・津波対策等の施設整備 事業を行うことにより、地震や台風等の防災対策効果から事業の必要性を評価する。	AA	緊急輸送路、耐震岸壁、津波対策施設等の整備である。	AA	左記以外の自然災害防止のための整備である。	A		
3. 事業効果指標							
事業進度の状況 事業の進度から、効率的な事業執行を評価する。	AA	完了箇所	AA	継続箇所	A		
合 計							

評価方法

"A"の数が多いものを優先する。 "C"があるものは事業執行を見合わせる。

所定箇予施実業事業公

別紙2